

蕪崎市公共施設等総合管理計画改定に係る見直し事項等

背景・経過等

計画概要

国の「インフラ長寿命化計画」に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として策定する行動計画として、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な更新・統廃合・長寿命化などを行うための方針をまとめたもの

計画改定の経過

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定について（平成30年2月27日総務省自治財政局財務調査課長通知）による公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針の改定に基づき、本市の「公共施設等総合管理計画」を改定する。
 平成27年11月 蕪崎市公共施設等総合管理計画策定
 平成30年05月 蕪崎市公共建築物個別施設計画策定
 令和03年03月 蕪崎市公共建築物個別施設計画改定
 令和04年03月 蕪崎市公共施設等総合管理計画改定

見直し等の主な内容

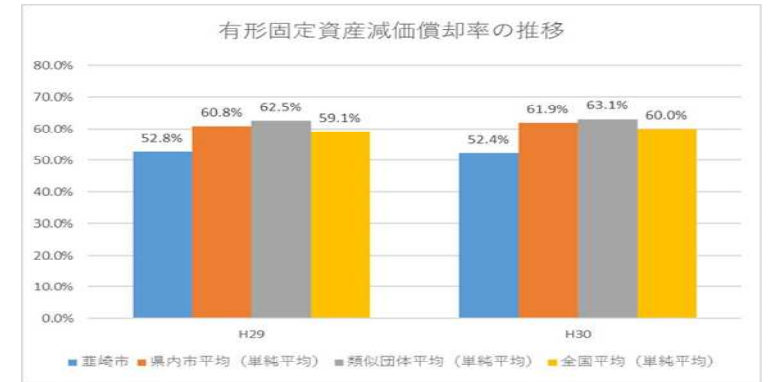
令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和3年1月26日総務省自治財政局財務調査課長通知）に基づき、指針等を踏まえた公共施設マネジメントの推進に必要な事項を次により記載する。

- 1 計画の背景及び目的（第1章1）
 > 改定年度等の内容を追記し、更新する。
- 2 計画期間中に行った主な対策の実績（第1章5）
 > 令和2年度までに行った公共施設削減等の取組を新たに記載する
- 3 総人口や年代別人口等（第2章1(1)～(5)）
 > 人口推移の状況や将来的な見込みを令和2年度国勢調査等の数値に更新する。
- 4 財政の状況・財政状況についての今後の見通し（第2章2～3）
 > 令和2年度までの財政状況の推移等や将来的な見込みを更新する。
- 5 公共建築物の現状と課題（第3章1(1)～(9)）
 > 有形固定資産減価償却率の推移についての事項を記載する。（図1参照）
 > 計画期間中（40年間）の長寿命化等の取組を進めた維持管理費・更新等に係る経費、充当可能財源の見込みを試算し、長寿命化による効果額の試算を行う。（図2参照）
 > 全庁的な管理体制の整備
 PDCAサイクルの仕組みの導入を検討していくことを記載する。
- 6 インフラ施設の現状と課題（第3章2(1)～(3)）
 > 計画期間中（40年間）の長寿命化等の取組を進めた維持管理費・更新等に係る経費、充当可能財源の見込みを試算し、長寿命化による効果額の試算を行う。（図2参照）
- 7 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針（第4章2(2)）
 > 公共施設の改修、更新時には、ユニバーサルデザイン化の推進に配慮することを記載する。
 > 脱炭素社会の実現に向けて、環境との共生に配慮することを記載する。
 > 未利用資産等の活用や処分の実施方針についての事項を記載する。
- 8 施設類型ごとの基本的な管理方針（第5章）
 > 施設概要、施設の状況と課題、施設のマネジメント方針の内容を更新する。
- 9 計画の実行及びマネジメント（第6章）
 > 固定資産台帳の活用等の事項を追記する。

改定により追加した主な図表

（図1）有形固定資産の推移

県内市平均、類似団体平均、全国平均（いずれも単純平均）と比較して、低い水準にある。
 償却率が高いほど老朽化が進行している。



（図2）今後の維持管理・更新等に係る経費の見込みと効果額

平成27年度から令和36年度の40年間の公共建築物及びインフラ資産の長寿命化対策等の効果見込みの見込みは、総額約1,472億円（年平均37億円）となり、耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みの総額約1,719億円（年平均43億円）と比較して、約247億円（年平均6億円）の削減効果が見込まれます。

< 40年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み（H27～R36） >



長寿命化による効果額も年間約6億円の削減効果が見込まれる。

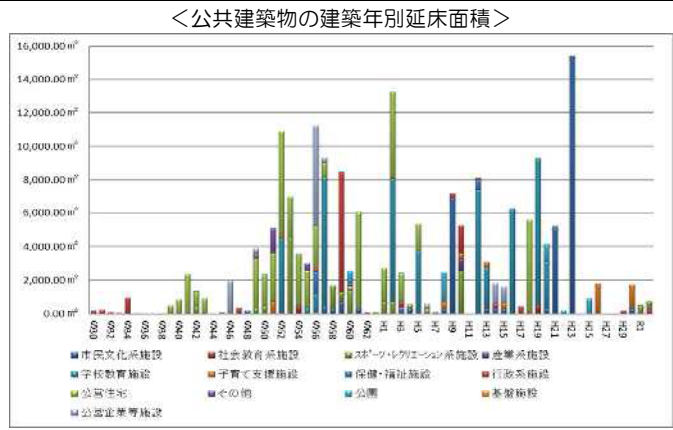
荊崎市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定概要版）

時代背景

現状と課題

公共施設

- 多くの公共建築物を所有
138施設 総延床面積 192,520㎡
市民一人あたり 6.69㎡
(県内13市中2番目の保有量)
分類別延床面積割合
公営住宅 27.4% 学校 27.0%
市民文化施設 16.3%
- 多くの公共建築物が老朽化
建築後30年経過施設
全体の延床面積の52.7%
耐震化未対応施設5.0%
- インフラ資産も道路・公園等を所有



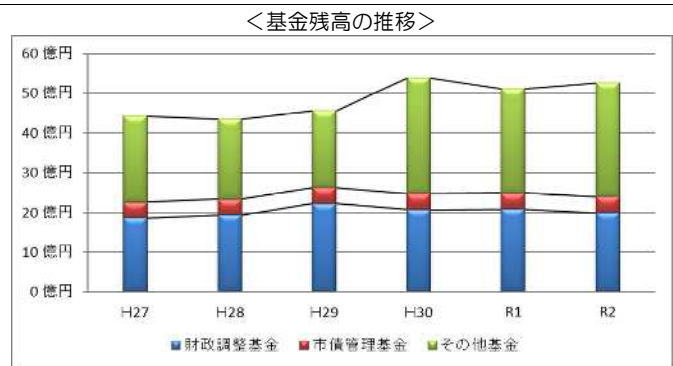
人口減少

- 平成16年より人口減少
H28年～R2年の5ヶ年平均 △283人
児童生徒数はS40年から6割減
- 年齢3区分別割合の変化（S30年対比）
年少人口 11.4%（△23.7%）
生産年齢人口 57.0%（△1.4%）
老年人口 31.5%（+25.0%）
- 令和27年には19,187人までに減少が予想される。
(出典：国立社会保障・人口問題研究所)



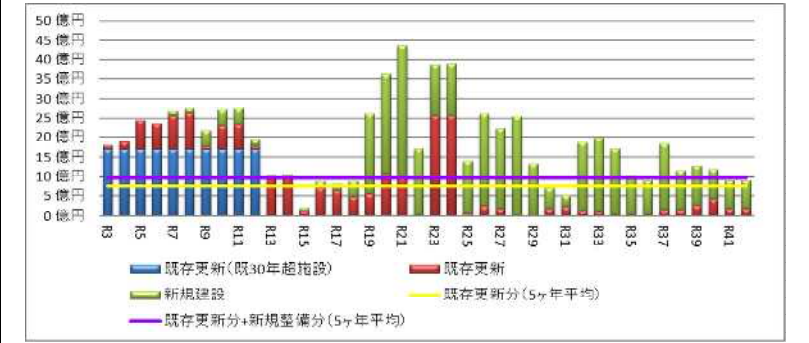
財政状況

- 市税の減収
歳入では、H27年度から法人市民税が増加傾向にある
- 扶助費等の増
歳出では、人件費は減少傾向にあるものの
物件費や補助費が増加傾向にある
特に物件費、扶助費の倍増が顕著である
- 基金残高は回復傾向
財政調整基金残高は、20億円程度で推移している



大規模改修・更新費用の大幅な増加

現存の公共建築物をそのまま維持し続けるための大規模改修・更新費用を
すると、年間あたり約8億9,000万円が不足
インフラ資産の維持更新費用も年間あたり約5億円が不足
＜年度別更新等費用の推計＞



(一般社団法人地域総合整備財団：公共施設等更新費用試算ソフト)

全庁的な管理体制の整備

- 個別施設ごとの施設管理担当課による管理体制
⇒ 全庁的な管理体制の構築・公共建築物の情報を管理集約
⇒ PDCAサイクルの仕組みの導入を検討

行政サービスの視点

- 近年の人口減少や財政状況を見込めずに建設された施設が存在
⇒あるべき行政サービスの水準や民間サービス代替の検討等
⇒民間のノウハウや活力を取り入れ、より効果的な管理運営

市民との情報共有

- 公共建築物の利用状況、コスト状況に対する情報公開が不足
⇒施設利用者をはじめ市民にわかりやすく開示
⇒市民との協働により施設の改善策や今後のあり方について検討

国の要請・計画策定支援

平成26年4月 「公共施設等総合管理計画」の策定要請
平成30年2月 「公共施設等総合管理計画」の改定要請
⇒ 「経営・財務マネジメント強化事業」によるアドバイザーの派遣

基本方針（具体的取組・個別方針）

計画の実行及びマネジメント

基本方針1 公共施設等の総資産量の適正化

（具体的取組・個別方針）

<公共建築物>

- 30年間（平成27年から令和26年）で総延床面積の20%（10年ごとに見直し）を縮減
⇒ 保有施設を廃止、複合化、集約化することにより、縮減に取り組む。
- 原則として、新規施設の建設は行わない。
（施設の新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で実施）
- 不要となった施設は、積極的に売却・貸付を行い、それが見込めない場合は、取り壊しを基本
- 施設廃止により生じる跡地については、原則売却

<インフラ資産>

- 総量削減は難しいことから、現状の投資額（一般財源）の範囲内で整備を実施
- 社会情勢やニーズを的確に捉え、中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に実施

基本方針2 ライフサイクルコストの縮減

（具体的取組・個別方針）

<公共建築物>

- 経常コスト縮減に向けた取組 ⇒ 施設管理コストを意識した行動指針の策定、及び周知徹底
⇒ 包括的民間委託発注などの効率的な契約方法等の検討
- 適切な点検・診断を実施方針 ⇒ 日常点検・保守方法の検討、点検・診断を適切な時期に実施、
「メンテナンスサイクル」の構築
- 修繕・大規模改修・更新の実施方針 ⇒ 計画保全の実施、改修等の必要性検討、更新時は面積縮小検討
⇒ 改修・更新時には、ユニバーサルデザイン化を推進、環境への配慮
- 安全性確保の実施方針 ⇒ 危険性が認められた施設の立入禁止措置等の徹底、機能回復の実施
- 耐震化の実施方針 ⇒ 耐震対策の未実施施設の早期解消
- 長寿命化の実施方針 ⇒ 施設の建替周期目標 60年～65年、大規模改修周期 30年～33年
- 統合や廃止の実施方針 ⇒ 施設の老朽化率や利用状況・コスト状況を評価し、市民や議会と十分な協議
- 未利用資産等の活用や処分の実施方針 ⇒ 売却・貸付を検討のうえ、解体による施設縮減や新たな活用を検討

<インフラ資産>

- 個別施設計画に基づく長期的な修繕計画の策定等による計画保全の推進
- 選択と集中による効果的な整備手法に転換

基本方針3 市民参加・民間活力の導入

（具体的取組・個別方針）

<公共建築物>

- 市民や地域団体が施設の維持管理・運営に参加できる方法の検討
- 民間が担うことのできるサービスは民間委託、当該サービスに付随する施設は民間への譲渡を検討
- PPP/PFI手法の積極的導入

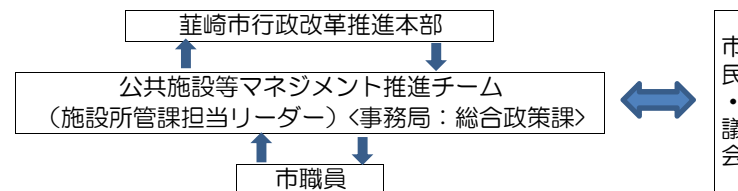
<インフラ資産>

- 市民や地域団体が施設の維持管理・運営に参加できる方法の検討
- 新技術や新制度による効率的な維持管理の検討、推進
- PPP/PFI手法の積極的導入

計画の期間

計画期間中に、ほぼ全ての公共建築物が更新や改修を必要になることから平成27年度から令和26年度までの30年間とする

推進体制



計画の実施

- 現状把握及び評価⇒公共施設等情報シートの作成・評価
- 方向性の検討⇒個別施設ごとに取組の方向性を「継続」、「改善」、「大規模改修」、「更新」、「複合化・集約化」、「広域利用」、「民間活力導入」、「廃止」に分類・検討
- 計画の実施⇒政策課題検討会議等で決定、諮問・パブリックコメント等の実施

その他

- 固定資産台帳の活用
- 受益者負担の基本的な考え方の確立

市民との情報共有・合意形成

- 公共施設等を用いたサービス提供には
住民と行政との相互理解・共通認識の形成が必要不可欠
⇒公共施設等の情報を積極的に市民に提供・合意形成の推進

国の計画実行支援

- ① 計画に基づく公共施設等の除却に地方債の充当（特例措置）
【期間】平成26年度から令和7年度
【充当率等】90%（資金手当）
- ② 計画に基づく公共施設等の集約化・複合化について公共施設最適化事業債を充当
【期間】平成27年度から令和7年度
【充当率等】90%（交付税算入率50%）
・全体として施設の延床面積が減少する事業に限る。
・庁舎等の公用施設や公営住宅・公営企業施設等は対象外
- ③ 計画に基づく公共施設の転用について公共施設適正化事業債を充当
【期間】平成27年度から令和7年度
【充当率等】90%（交付税算入率30%）
・転用後の施設が庁舎等の公用施設や公営住宅・公営企業施設等は対象外